

出島埋立地区廃棄物処分場設置に係る環境影響評価準備書について

(答 申)

平成13年9月19日

広島市環境影響評価審査会

出島埋立地区廃棄物処分場設置に係る環境影響評価準備書について

出島埋立地区廃棄物処分場設置の事業は、出島地区港湾整備事業として現に工事が行われている公有水面埋立ての一部工区について、主な埋立用材を当初計画の公共残土等から産業廃棄物等に変更して廃棄物の最終処分場を設置しようとする事業である。

本事業は、出島地区港湾整備事業として実現されるべき環境配慮の内容を踏まえるとともに、廃棄物の最終処分場としての事業の特性を十分考慮した特段の環境配慮が求められる事業である。

このことを前提として、本事業に係る環境影響評価を適切に実施し、当該環境影響評価の結果を環境保全措置等の事業計画に適正に反映させるために配慮すべき事項として、下記のとおり広島市環境影響評価審査会の意見を述べる。

記

1 総 論

本審査会においては、事業の実施に伴って生起する可能性が予測される環境への影響と、それに対する回避・低減措置についての検討を行った。

しかし、これはどこまでも事業実施前における予測・評価を前提に議論を行ったものであり、当該事業の実施による環境への影響の回避・低減措置を徹底するためには、事業着手後において、事業の進捗に伴って判明した新たな環境の状況の変化などを的確に把握し、住民に対して公開し、住民の意見を聴き、環境保全措置の追加・修正を行うことによって、環境影響評価の目的が達せられるものと考える。

このことから、事業の実施状況、事後調査結果などを含む事業に関する諸情報を住民に定期的にすべて公開し、事業の運営全般に住民の意見を取り入れるためのシステムとして、住民代表と事業者を主な構成メンバーとする協議会等を設置するよう提案する。

2 事業計画

- (1) 環境影響評価書の作成に当たっては、フロー図、表、用語集等を活用し、市民に分かりやすいものとすること。
- (2) 廃棄物の種類ごとの受入計画量、施設の構造・配置等、本事業に係る各諸元については、最新の情報を記載するとともに、公表済みの情報を変更した場合は、その箇所及び変更した理由を明らかにすること。
- (3) 廃棄物の搬入管理体制、工事及び供用期間中の環境保全・防災対策についての計画を早期に作成し、適正に運用すること。

その際には、以下の事項について十分留意すること。

- ア マニュアル等を作成し、すべて住民に公表すること。
- イ 判断の基準については、数値を用いるなどにより、具体的に表現すること。

- ウ 住民参加及び情報公開を前提とした体制とすること。
 - エ 事後調査については、「将来判明すべき環境の状況に応じて、適切な環境保全のための措置を取るために行う。」という趣旨に鑑み、その結果等を踏まえて、調査内容の柔軟な見直しを行うこと。
 - オ 受入基準不適合廃棄物の搬入を防止するため、受入廃棄物の検査体制及び違反業者に対するペナルティの強化等を検討すること。
- (4) 当該廃棄物処分場を、「遮断型処分場」としてではなく、「管理型処分場」とすることについて、環境保全上の観点から支障がないことを明らかにすること。
- (5) 当該廃棄物処分場及び出島地区港湾整備事業の工程並びに相互の関連を明らかにすること。
- なお、現時点で不確定なものについては、住民代表と事業者を主な構成メンバーとする協議会等において、明らかになった時点で公表すること。

3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法等

(1) 大気質

- ア 廃棄物の飛散防止等大気質の環境保全措置に係る検討に万全を期するため、粉じんの予測・評価に用いた風向・風速データ、粉じんの飛散条件等の再検証を行い、その結果を明らかにすること。
- イ 粉じんに係る事後調査については、再検証の結果も踏まえ、付近住民の要望にも配慮し、調査地点・調査方法等について再検討を行うこと。
- ウ 発生源が概ね同一であると考えられる窒素酸化物と浮遊粒子状物質について、前者は予測・評価を行ったのに対して、後者は行っていないが、その理由について明らかにすること。

(2) 水質

- ア 余水処理施設の計画水質・水量及びその設定根拠について、明らかにすること。
- イ 地下水の現況及び事後調査の項目・方法等について、明らかにすること。
併せて、この調査の目的である浸出水の漏洩モニターとしての機能及び現在考えている項目・方法等で必要十分であるという理由についても明らかにすること。
- ウ 浸出水の漏洩の有無を適切に把握するため、護岸周辺の捨石、あるいは裏込め石の中にモニター井戸を設けることについて検討するとともに、漏洩を発見した場合の対応策についても明らかにすること。
- エ 廃棄物運搬船の運行方法全般について、明らかにすること。

(3) 底質

浸出水の漏洩及び廃棄物陸揚地点周辺海域における廃棄物の飛散による蓄積の影響を把握するため、護岸周辺及び廃棄物陸揚地点周辺において現況調査及び事後調査を実施すること。

(4) 地盤沈下

大幅な地盤沈下は、遮水構造等へ支障をきたすおそれがあることから、地盤沈下の程度を把握するための調査地点を設定し、継続的に事後調査を行うこと。

(5) 生物・生態系

ア 現況調査によって得られた各生物の生息データ、底質、水質等について総合的な解析を行い、「生態系」としての現況を明らかにすること。

イ 各生物の生息状況、底質、水質等の予測・評価をもとに、「生態系」としての予測・評価を行い、その結果を明らかにすること。

(6) 人と自然との豊かなふれあい

事業の各段階で、速やかに植栽等による修景を行うこと。

なお、植栽等に際しては、周辺の植生との調和やポートルネッサンス計画完了後の長期的な観点にも配慮すること。

(7) その他

ダイオキシン類等の現況調査及び事後調査によって得られたデータは、事業の透明性を高めるため、すべて公表すること。

4 環境保全措置

- (1) 粉じん・悪臭の発生を防止するため、搬入廃棄物の受入施設、ストックヤード、揚陸施設のいずれについても屋内型とし、密閉あるいは場内を負圧に保つことなどにより、粉じん・悪臭が屋外に漏れない構造とすること。
- (2) 廃棄物を海中に投入する時においては、廃棄物への十分な加湿等により、粉じんの飛散防止等を図ること。
- (3) 廃棄物を陸上に埋め立てることとなる期間については、廃棄物埋立後、即時に覆土を行うこととし、併せて表面散水を行うことなどにより、粉じんの飛散防止等を図ること。
- (4) 陸上埋立をおこなう時期については、作業面積が極小となるよう作業計画をたて、作業が終了した部分は芝張りを行うなどにより、粉じんの飛散防止と修景を図ること。
- (5) 埋立地の遮水構造の実施設計に当たっては、その遮水性に万全を期するため、先進事例を参考にしながら、遮水シートや工法の選択を行うこと。
- (6) 事業の実施に当たっては、環境に対する負荷を極力回避・低減するため、その時々における最新の工法、機材等を導入すること。
なお、最新の工法の開発についても努めること。
- (7) 工事期間及び供用期間中の苦情等については、窓口を設けるなどして、誠実に対応すること。